

（目的）

第1条 この要綱は、住宅団地内の公道上に布設された汚水を排除するための施設（集中浄化槽を除いた管路の部分及びこれらに附随する施設。（以下「団地内排水施設」という。））を八王子市公共下水道（以下「公共下水道」という。）へ移管する場合の基準及び手続きを定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅団地 八王子市宅地開発指導要綱等に基づき開発された住宅地で集中浄化槽により汚水処理を行っている住宅団地をいう。
- (2) 公共下水道 下水（汚水及び雨水をいう。）を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道をいう。
- (3) 汚水 生活または事業により生じる廃水、雨水を除く。
- (4) 管路、汚水排除のための管渠、取付管及び人孔をいう。
- (5) 集中浄化槽 一定区域内で発生する汚水を終末処理するために設けられる合併式し尿浄化槽。
- (6) 排水設備 その土地の所有者、使用者又は占有者が設置する汚水排除のための排水管等をいう。
- (7) 誤接 排水設備において雨水排除のための雨水管等が誤って汚水排除のための汚水管に接続されていること。
- (8) 接続柵 排水設備を取付管に接続する部分に設けられる管内清掃用の柵。

（移管の基準）

第3条 公共下水道に移管する団地内排水施設は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 住宅団地内の公道上に布設された汚水排除に係る管路であること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認める汚水排除に係る管路であること。
- 2 団地内排水施設を公共下水道に移管する場合は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。
- (1) 団地内排水施設を市に対し無償で移管できること。
  - (2) 排水設備について。
    - ア 雨水排水管等が汚水排水管に誤接されていないこと。
    - イ 接続柵又は、これに代わる集水柵が必ず設置してあること。

（緊急補修費の納入）

第4条 団地内排水施設を管理している者（以下「管理者」という。）は移管に際し、次項に規定する緊急補修費を市に納入するものとする。

2 緊急補修費の金額は、団地内排水施設の管理者が使用料の徴収の対象としている世帯の数に3,000円を乗じて得た額とする。

（申請等）

第5条 団地内排水施設を公共下水道に移管する場合の手続きは、次の通りとする。

- (1) 団地内排水施設の移管に伴う事前調査依頼書（第1号様式（様式略））を市長へ提出する。
- (2) 団地内排水施設移管に関する協定（第2号様式（様式略））を締結する。
- (3) 団地内排水施設移管申請書（第4号様式（様式略））を市長へ提出する。

（決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請等を受けた場合は、次の各号の規定に照らして決定するものとする。

- (1) 市長は、前条(1)の規定により依頼書の提出を受けた場合は、公共下水道として移管することが適当であるか否かを移管基準を照合するとともに現地調査を行いその結果を「団地内排水施設の移管に伴う事前調査結果回答書」（第3号様式（様式略））により通知する。
- (2) 市長は、前条(3)の規定により申請書の提出を受けた場合は、申請内容を調査し、その内容に不備がなければ、団地内排水施設移管受領書（第5号様式（様式略））により通知する。

(決定の取消し等)

第7条 市長は、第5条の規定により提出された申請書等の内容が事実と反する場合は、前条に規定する決定を取消し、若しくは中止するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年3月22日から施行する。